

第6号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

| 欄 | 記載のしかた | 留意事項 |
|------------------------------|--|------|
| 1「法人名」 | 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。 | |
| 2「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」 | 当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において法人税法第80条（同法第145条において準用する場合を含みます。）の規定によって欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定によって連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 | |
| 3「控除未済額③」 | ①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 | |
| 4「当期控除額④」 | 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに掲げる金額を記載します。この場合において、(1)の場合には、第6号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式の①の欄の金額は、第6号様式の①の欄の（ ）内に記載された金額を控除したもものとして計算し、(2)の場合には、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の④の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもものとして計算します。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ③の欄の金額と第6号様式の①+②+③の金額のうちいずれか低い金額 (2) 連結法人及び連結法人であった法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の④の欄の金額のうちいずれか低い金額（ただし、第6号様式別表1の⑤の欄に金額が記載されている場合には、③の欄の金額と第6号様式別表1の④の欄の金額から第6号様式別表1の⑤の欄の金額を控除した金額のうちいずれか低い金額） | |

| 欄 | 記載のしかた | 留意事項 |
|---------------------------------------|--|----------------------|
| 8 「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄（⑬から⑳までの欄） | <p>(1) ⑭、⑰又は⑱の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(2) ⑮、⑲又は㉑の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(3) ㉒及び㉓の各欄は、第6号様式別表5の㉔及び第6号様式別表5の㉕の各欄の金額をそれぞれ転記してください。</p> <p>(4) ㉖、㉗又は㉘の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑩、⑰又は⑱の各欄にそれぞれ転記してください。</p> | 非課税事業を併せて行う法人が記載します。 |
| 9 「報酬給与額㉚」、「純支払利子㉛」及び「純支払賃借料㉜」 | <p>㉚の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び㉑の欄の金額を控除した金額を、㉛の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額及び㉒の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉜の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び㉓の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p> | |